

事業番号										2023		-		金融		-		22		-		0019	
		令和5年度行政事業レビューシート										(金融庁)											
事業名		課徴金制度関係経費						担当部局庁		総合政策局						作成責任者							
事業開始年度		平成17年度		事業終了(予定)年度		終了予定なし		担当課室		総務課審判手続室						宇根靖子							
会計区分		一般会計																					
根拠法令(具体的な条項も記載)		金融商品取引法第185条、第185条の4、第185条の5、第185条の10 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第13条 公認会計士法第34条の47、第34条の50、第34条の51 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令第14条						関係する計画、通知等		-													
政策		基本政策Ⅲ 市場の公平性・透明性と市場の活力の向上						主要経費		その他の事項経費													
施策		・施策Ⅲ-2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 ・施策Ⅲ-3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化																					
政策体系・評価書URL		https://www.fsa.go.jp/seisaku/																					
事業の目的(5行程度以内)		審判手続において、被審人に与えられた種々の権利を保障し、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保すること。																					
現状・課題(5行程度以内)		証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要である。そのため、証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月(公認会計士法については20年4月)から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。課徴金制度の運用に慎重を期す観点から、行政処分を課す前の事前手続きとして審判手続が導入されており、被審人の種々の権利の保障が求められている。																					
事業概要(5行程度以内)		審判手続において、下記について行うもの。 ・被審人の申立て又は審判官の職権で、参考人に出頭を求めて審問すること。 ・被審人の申立て又は審判官の職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずること。 ・審判手続に関与する者が日本語に通じないとき、通訳人を立ち会わせること。 ・被審人の申立て又は審判官の職権で、審判官が事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。 ・海外に居住している被審人に対して外国送達を行うあたり、送達文書の翻訳を添付すること。																					
事業概要URL		https://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/02.html																					
実施方法		直接実施、委託・請負、その他																					
補助率等		-																					
予算額・執行額(単位:百万円)(インプット)				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度要求															
		予算の状況	当初予算(A)	2	4	4	4	4															
			補正予算(B)	-	-	-	-																
							-																
							-																
							-																
							-																
							-																
			前年度から繰越し(C)	-	-	-	-	-															
			翌年度へ繰越し(D)	-	-	-	-																
			予備費等(E)	-	-	-	-																
		計(F) =(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	2	4	4	4	4																
		執行額(G)	-	2	-																		
		執行率(%) =(G)/(F)	0%	50%	0%																		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%) =(G)/[(A)+(B)]	0%	50%	0%																				
令和5・6年度予算内訳(単位:百万円)		歳出予算項・目		令和5年度当初予算	令和6年度要求	主な増減理由(・要望額・予備費)																	
		(項)		金融政策費			引き続き前年度と同規模の予算を要求する。																
			(目)	諸謝金	3	3																	
			(目)	参考人等旅費	0.4	0.4																	
			(目)	金融政策業務旅費	0.2	0.2																	
				その他	0	0																	
		計(A)		4	4																		

活動内容① (アクティビティ)		・参考人に出頭を求めて審問すること。 ・学識経験を有する者に鑑定を命ずること。 ・審判手続に関与する者が日本語に通じないとき、通訳人を立ち会わせること。 ・審判官が事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。 ・海外に居住する被審人への送達文書に翻訳文を添付すること。								
↓										
活動目標及び活動実績 ① (アウトプット)		活動目標	活動指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
		審判手続において、被審人に与えられた種々の権利を保障し、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保すること。	審判期日の開催実績	活動実績	回	3	3	0	-	-
				当初見込み	-	-	-	-	-	-
↓	成果目標①-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	参考人の出頭や、通訳等が必要になった際に、それらを手配することで、被審人に与えられた種々の権利を保障するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保することができると考えられるため。								
成果目標及び成果実績 ①-3 (長期アウトカム)		成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度	
		課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するため、参考人の出頭や、通訳等を手配する。	-	成果実績	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績		令和2年度から令和4年度においては、下記のとおり利用され、課徴金制度の適正かつ迅速な運営が確保された。 ○参考人の出頭や通訳等の必要に応じ、それらを手配した回数 令和2年度：1回、令和3年度：3回、令和4年度：0回								
アウトカム設定について の説明		アクティビティ①について定性的なアウトカムを設定している理由								
		本事業は、法令の規定により実施されるものであり、証券取引等監視委員会による課徴金納付命令勧告の有無、被審人による違反事実等の認否、被審人からの申立ての有無等の他律的な要素に依存していることから、あらかじめ定量的な目標を設定することは困難であるため。								
		アクティビティ①についてアウトカムが複数設定できない理由								
		参考人の出頭や通訳等を手配することが、本事業の目標である被審人の権利の保障や、課徴金制度の適正かつ迅速な運営の確保に直接結びつくため。								
事業に関連する KPIが定められて いる閣議決定 等	名称	-								
	URL	-								
	該当箇所	-								
事業所管部局による点検・改善										
点検結果		本事業は、被審人に与えられた種々の権利を保障するものであり、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保することにより、我が国における市場取引の公平性・透明性の向上に資するものである。また、不利益処分を慎重に課すための行政手続であることから、国が主体となって実施すべきものである。 予算の執行が無い理由は、被審人からの申立て等がなかったことや、審判官による立入検査を行う必要のある事案がなかったためである。					目標年度における効果測定に関する評価(令和〇年度実施)			
							-			
改善の 方向性		本事業に係る経費について、法令上の要請に基づき、参考人の出頭や通訳人の立会いなどの被審人に与えられた種々の権利を保障するために必要なものであり、引き続き適切に執行していく。								
外部有識者の所見										
本事業の経費は、被審人の権利を保障するため必要なものであり、予算執行が生じる場合には適切に行っていただきたい。										
行政事業レビュー推進チームの所見に至る過程及び所見										
現状通り		○引き続き、調達に際しては、競争性の確保に努め、経費削減を図っていくこと。								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況										
現状通り		本経費について、効率的な予算執行の観点から、引き続き調達時における競争性確保に努めていくこととし、令和6年度においては、前年同規模の予算要求を行っていく。								

[illegible]

資金の流れ
(資金の受け取り先が
何を行っているかにつ
いて補足する)
(単位：百万円)

金融庁

〔課徴金制度関係経費〕



0円

〔審判手続における翻訳、参考人旅費等〕

費目・使途
(「資金の流れ」において
ブロックごとに最大の金
額が支出されている者につ
いて記載する。費目と
使途の双方で実情が分
かるように記載)

A.			B.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計		0	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	-	-	-	-		-	-	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック